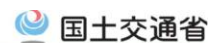


資料編

【資料1】グリーン社会の実現に向けた「国土交通グリーンチャレンジ」の概要（一部）

省エネ・再エネ拡大等につながるスマートで強靱な暮らしとまちづくり



- エネルギー消費ベースで我が国のCO₂総排出量の約3割を占める民生（家庭・業務等）部門等における省エネ、再エネ利用等を推進するため、住宅・建築物の更なる省エネ対策の強化、インフラ等を活用した地域再エネの導入・利用拡大、カーボンニュートラルなまちづくり等を推進するとともに、気候変動リスクにも対応したスマートで強靱なまちづくりを推進する。

《住宅・建築物の更なる省エネ対策の強化》

- 住宅・建築物の省エネ性能の向上に向けた改正建築物省エネ法（R3.4全面施行）の適切な運用
- LCCM住宅・建築物、ZEH・ZEBの普及促進
- 既存住宅・建築物の省エネ改修の促進
- 中小工務店等の省エネ住宅生産体制の整備・強化
- 省エネ性能等に関する認定・表示制度等の充実・普及
- 住宅を含む省エネ基準の適合義務づけ等の規制措置の強化を始めとする省エネ対策の強化
- 木造建築物の普及拡大
- 官庁施設における省エネ化、木質化の推進



《インフラ等を活用した地域再エネの導入・利用の拡大》

- 公的賃貸住宅、官庁施設、道路、空港、港湾、鉄道・軌道施設、公園、ダム、下水道等のインフラ空間等を活用した太陽光発電の導入拡大
- 下水道バイオマス、下水熱等のエネルギー利用の推進
- 小水力発電等の地域再エネ利用の円滑な推進



《脱炭素と気候変動適応策に配慮したまちづくりへの転換》

- 立地適正化計画等に基づく都市のコンパクト化、居心地が良く歩きたくなる空間形成
- 自転車利用を促進する都市・道路空間の再編
- AI・IoT等の新技術や官民データ等を活用したスマートシティの社会実装の推進
- 都市部のエリア単位でのエネルギーの面的利用の推進等の包括的な脱炭素化の推進
- グリーンファイナンスの活用促進を通じた環境性能に優れた不動産への投資促進
- スマートアイランドによる離島におけるRE100化等の推進
- 防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進



柏の葉スマートシティの取組 3

出典：国土交通省グリーン社会実現推進本部

【資料2】SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

【資料3】二輪タンデム自転車の広報チラシ

二輪タンデム自転車 二人乗りで道路を走れます!!

※平成30年4月1日、千葉県道路交通法施行細則一部改正

二輪タンデム自転車とは



2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車です。

変更点は



【改正前】 【改正後】

今まで、千葉県内の道路では二輪タンデム自転車に一人だけでしか走れませんでした。改正後は二人乗りで走れます。

特徴は

- ① 視覚障害者や脚力が弱い人でも後席に乗車して楽しむことができます。
- ② ペダルが連動している車種がほとんどで、乗員同士の協力が必要です（発進、停止、右左折等）。
- ③ ハンドルとブレーキ操作は前席の運転者が行います。
- ④ 発進時や横風により不安定になりやすいので注意が必要です。
- ⑤ 二人でこぐため、速度は出やすいですが、ホイールベースが長いので、小回りが利きません。

注意点は

- ① 走る前に練習しましょう。
安全な場所で十分練習をしてから道路を走るようにしましょう。
- ② 乗員同士でコミュニケーションを取りましょう。
ペダルが連動しており、ハンドルとブレーキ操作は前席の運転者が行うので、後席の乗員が把握するためにも声を掛け合って発進、停止、右左折等しましょう。
- ③ ヘルメットをかぶる、手袋をする等、安全対策しましょう。



千葉県・千葉県警察

交通法規上の注意

車両区分

タンデム自転車は軽車両の中の自転車です。
※普通自転車ではありません。

軽車両	
自転車	普通自転車 馬・馬車 荷車
タンデム自転車 側車付	そり リアカー

通行場所

タンデム自転車は車道の左側を走ります。歩道は走れません。
道路左側の路側帯は走れます（歩行者用路側帯は除く）。
歩道に「自転車及び歩行者専用」標識が設置されていても走れません。この「自転車」は「普通自転車」のことです。タンデム自転車は対象ではありません。



※タンデム自転車は対象外

「自転車を除く」の補助標識

「自転車を除く」の補助標識が設置されていても、タンデム自転車は対象ではないので走れません。
この「自転車」は「普通自転車」のことです。



※タンデム自転車は対象外

交差点の通行方法

タンデム自転車は車両用信号機に従って横断します。
歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用信号機」の標識があるときは、その信号に従わなければなりません。
自転車横断帯のある場所では、その自転車横断帯を使って横断しなければなりません。



※このチラシで交通法規とは「道路交通法」及び下位法令、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」を指します。

出典：千葉県 HP（交通安全教育の推進）

【資料4】高額な賠償金が請求された自転車事故の判例

賠償額	事故概要	判決
9,521 万円	・ 11 歳の男子小学生が夜間、帰宅中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の 62 歳女性と正面衝突した。女性は頭蓋骨骨折などを負い、意識が戻らない状態となった。	神戸地方裁判所 2013 年 7 月 4 日
9,266 万円	・ 男子高校生が昼間、自転車横断帯かなり手前の歩道から車道を斜めに横断、自転車で対向車線を直進してきた 24 歳男性会社員と衝突した。男性会社員に言語機能の喪失などの重大な障害が残った。	東京地方裁判所 2008 年 6 月 5 日
6,779 万円	・ 男性が夕方、ペットボトルを片手にスピードを落とさず下り坂を走行して交差点に進入し、横断歩道を横断中の 38 歳女性と衝突した。女性は脳挫傷などを負い 3 日後に死亡。	東京地方裁判所 2003 年 9 月 30 日
5,438 万円	・ 男性が昼間、信号表示を無視して交差点に高速度で進入し、青信号で横断歩道を横断中の 55 歳女性と衝突した。女性は頭蓋内損傷などを負い 11 日後に死亡。	東京地方裁判所 2007 年 4 月 11 日
4,746 万円	・ 男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進、青信号で横断歩道を横断中の 75 歳女性に衝突した。女性は脳挫傷などを負い 5 日後に死亡。	東京地方裁判所 2014 年 1 月 28 日

資料：交通事故弁護士ナビ

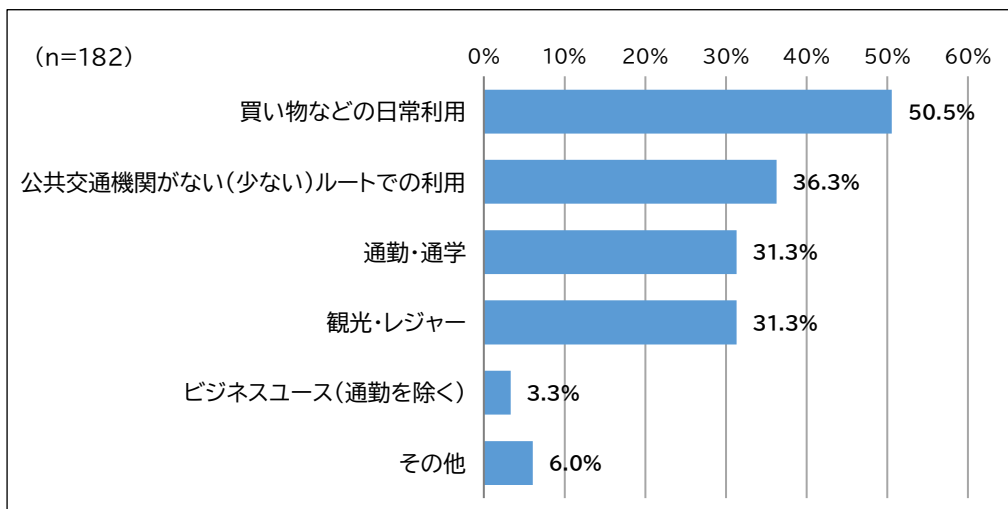
【資料5】自転車危険運転の15項目

自転車運転者講習の対象となる危険行為に
「妨害運転（あおり運転）」が追加されました。

<p>① 信号無視</p>	<p>② 通行禁止違反</p>	<p>③ 歩行者用道路における車両の徐行義務違反</p> <p>自転車が行き止まりの歩行者用道路を通行可能な場合には「徐行」!</p>	<p>④ 通行区分違反</p>
<p>⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害</p>	<p>⑥ 遮断踏切立ち入り</p>	<p>⑦ 交差点安全進行義務違反</p> <p>優先道路</p>	<p>⑧ 交差点優先車妨害等</p>
<p>⑨ 環状交差点安全進行義務違反等</p> <p>右折 直進 左折 徐行 交差点内優先</p>	<p>⑩ 指定場所一時不停止等</p>	<p>⑪ 歩道通行時の通行方法違反等</p>	<p>⑫ 制動装置不良自転車運転</p> <p>ブレーキなし ブレーキ不良</p>
<p>⑬ 酒酔い運転</p>	<p>⑭ 安全運転義務違反</p> <p>ながら運転 ヘッドフォン着用 傘差し運転 二人乗り</p>	<p>⑮ 妨害運転（7類型）</p> <p>他の車両（自転車を含む）に対して、通行妨害目的で幅寄せ、逆走、不必要なブレーキ、進路変更、などの行為</p>	<p>自転車における妨害運転</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通行区分 ② 急ブレーキの禁止 ③ 車間距離の保持 ④ 進路の変更の禁止 ⑤ 追越しの方法 ⑥ 警音器の使用等 ⑦ 安全運転の義務

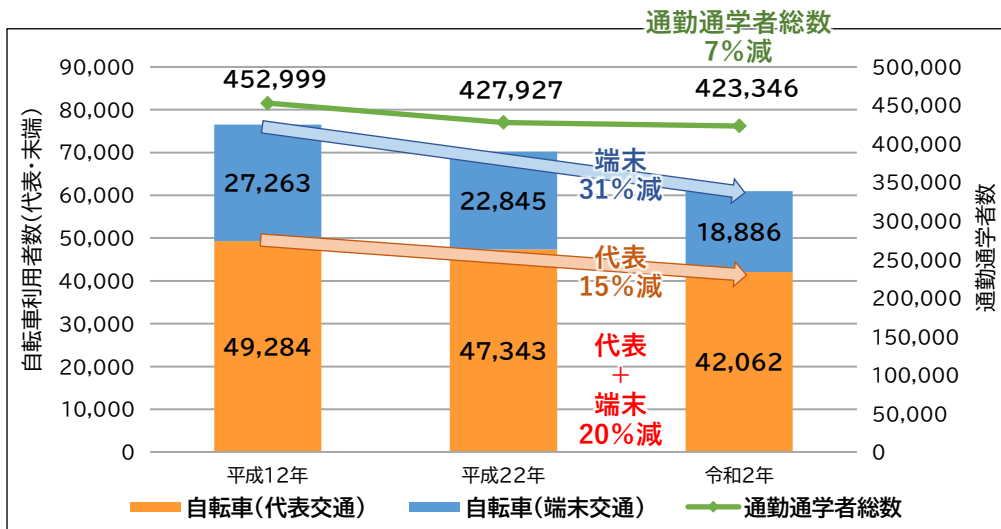
資料：千葉県警察

【資料6】シェアサイクルの利用目的



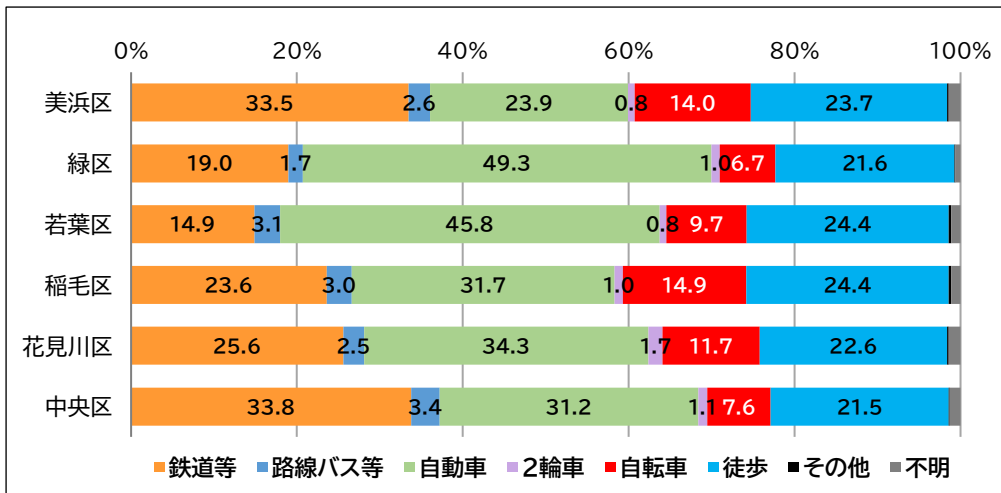
資料：令和4年第3回WEBアンケート

【資料7】通勤通学における自転車利用者数の推移



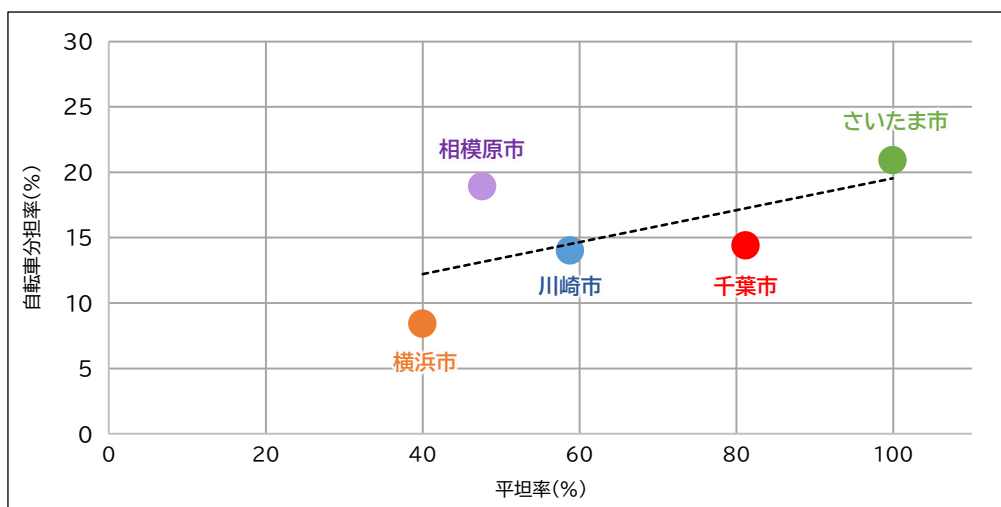
資料：国勢調査

【資料8】行政区別の交通手段の分担率



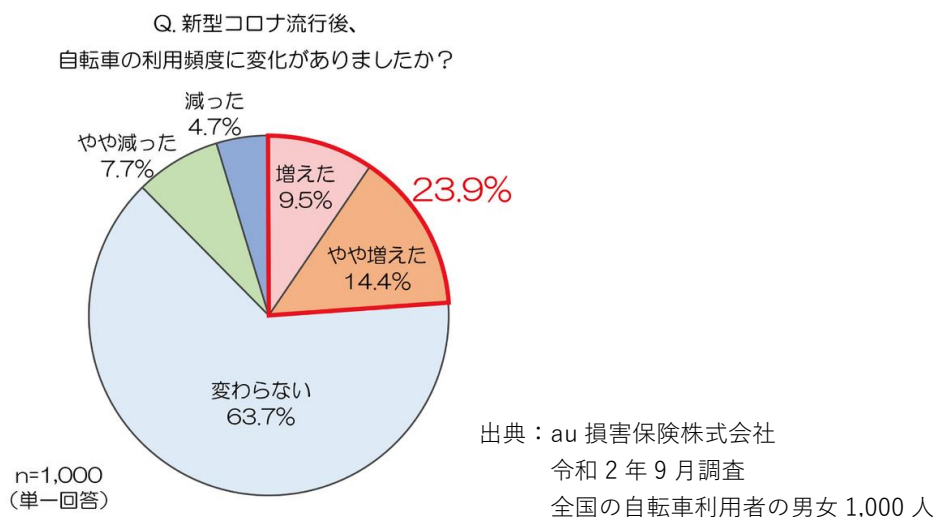
資料：第6回東京都市圏パーソントリップ調査（平成30年、東京都市圏交通計画協議会）

【資料 9】 地形の平坦率と通勤通学における自転車分担率との相関

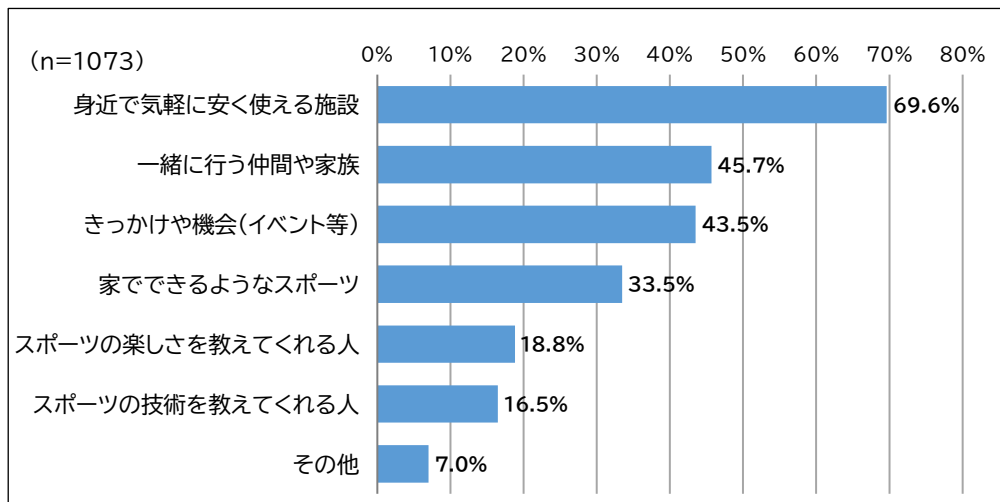


資料：さいたま自転車まちづくり大綱 × R2 国勢調査

【資料 10】 新型コロナによる全国の自転車利用の変化



【資料 11】 より多くスポーツを行うために必要だと思うこと



資料：令和 3 年第 6 回 WEB アンケート

【資料 12】 自転車走行環境の整備形態

整備形態	【整備イメージ】
<p>車道混在（路面表示）</p> <p>自転車と自動車を混在通行とする道路</p>	<p>※矢羽根型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p>
<p>簡易型車道混在（路面表示）</p> <p>自転車と自動車を混在通行とする道路</p> <p>※交差点部のみ整備</p>	<p>交差点部以外の箇所には、表示をしません。</p> <p>交差点部のみ矢羽根及びピクトグラムを設置します。</p>
<p>自転車通行帯（自転車レーン）</p>	<p>幅員1.5m以上</p> <p>道路標識「普通自転車専用通行帯（327の4の2）（路側）」の設置</p> <p>道路標識「車両通行帯（109）」の設置</p> <p>民地側</p> <p>歩道</p> <p>自転車通行帯</p> <p>車道</p> <p>始点標識には、道路標識「専用通行帯（109の6）」を併設</p>
<p>自転車道</p>	<p>【一方通行の場合】</p> <p>道路標識「自転車一方通行（326の2-A・B）」の設置</p> <p>幅員2.0m以上（やむを得ない場合1.5m以上）</p> <p>（左側）</p> <p>（右側）</p> <p>民地側</p> <p>歩道</p> <p>自転車道</p> <p>自転車道</p> <p>歩道</p> <p>民地側</p> <p>緑石線等の工作物により区画</p> <p>緑石線等の工作物により区画</p> <p>【双方方向通行の場合】</p> <p>幅員2.0m以上</p> <p>民地側</p> <p>歩道</p> <p>自転車道</p> <p>自転車道</p> <p>歩道</p> <p>民地側</p> <p>緑石線等の工作物により区画</p> <p>緑石線等の工作物により区画</p>

出典：「ちばチャリ・すいすいプラン」改定版

【資料 13】 自転車関連イベント一覧（平成 29 年度下期～令和 4 年度(予定含む)まで）

	イベント	主催	会場	開催日
平成 29 年度 下期	幕張グラベルクリテリウム 2017	幕張グラベル クリテリウム実行委員会	幕張海浜公園	平成 29 年 10 月 8 日
	a.b.c. cup in 幕張海浜公園 vol.76 ハロウィンスペシャル	日本マウンテンバイク協会	幕張海浜公園	平成 29 年 10 月 22 日
	JBCF 幕張新都心クリテリウム	全日本実業団自転車競技連盟	幕張メッセ北側周回 コース	平成 29 年 11 月 3 日
	サイクルモード	サイクルモード実行委員会	幕張メッセ	平成 29 年 11 月 3 日～5 日
平成 30 年度	第 9 回サイクリングカレッジちば	千葉県サイクリング協会	千葉サイクル会館	平成 30 年 1 月 21 日
	a.b.c. cup in 幕張海浜公園 vol.78	日本マウンテンバイク協会	幕張海浜公園	平成 30 年 2 月 25 日
	千葉競輪 500 メモリアル RUDERZ カップ	EVERFIT RUDERZ・ 日本競輪選手会千葉支部	千葉競輪場	平成 30 年 3 月 24 日
	2018 木もれ陽サイクリング	千葉サイクリング協会	検見川の浜	平成 30 年 4 月 29 日
	第 2 回フクダ電子アリーナクリテリウム	千葉市自転車競技連盟	蘇我スポーツ公園	平成 30 年 7 月 1 日
	第 2 回幕張グラベルクリテリウム	幕張グラベル クリテリウム実行委員会	幕張海浜公園	平成 30 年 11 月 4 日
	JBCF 幕張新都心クリテリウム	全日本実業団自転車競技連盟	幕張メッセ北側周回 コース	平成 30 年 11 月 10 日
	サイクルモード	サイクルモード実行委員会	幕張メッセ	平成 30 年 11 月 9 日～11 日
平成 31 年度・ 令和元年度	a.b.c. cup in 幕張海浜公園 vol.80	日本マウンテンバイク協会	幕張海浜公園	平成 30 年 12 月 9 日
	第 10 回サイクリングカレッジちば	千葉県サイクリング協会	千葉サイクル会館	平成 31 年 1 月 20 日
	2019 木もれ陽サイクリング	千葉サイクリング協会	検見川の浜	平成 31 年 4 月 21 日
	第 3 回フクダ電子アリーナ クリテリウム	千葉市自転車競技連盟	蘇我スポーツ公園	令和元年 7 月 13 日
	JBCF 幕張新都心クリテリウム	全日本実業団自転車競技連盟	幕張メッセ北側周回 コース	令和元年 11 月 2 日
	幕張クロス	幕張クロス 2019 実行委員会	幕張海浜公園	令和元年 11 月 2 日～3 日
	サイクルモード	サイクルモード実行委員会	幕張メッセ	令和元年 11 月 2 日～4 日
	a.b.c. cup in 幕張海浜公園 vol.84	日本マウンテンバイク協会	幕張海浜公園	令和 2 年 2 月 23 日
令和 2 年度	ROCK'S CHALLENGE in 幕張ベイパーク大会	ROCK'S CUP	若葉 3 丁目公園	令和 2 年 6 月 6 日
	サイクリングフェスティバルちば 2020	千葉県サイクリング協会	花見川緑地交通公園	※新型コロナのため中止
	2020 木もれ陽サイクリング	千葉県サイクリング協会	稲毛海浜公園	※新型コロナのため中止
	ROCK'S CUP in イオンモール幕張新都心大会	ROCK'S CUP	豊砂公園	※新型コロナのため延期
	Urban MTB Festival in 千葉公園	Urban MTB Festival in 千葉公園 実行委員会	千葉公園	令和 2 年 12 月 5 日～6 日
	JBCF 幕張新都心クリテリウム	全日本実業団自転車競技連盟		※新型コロナのため中止
	ROCK'S CUP in イオンモール幕張新都心大会	ROCK'S CUP	若葉 3 丁目公園	令和 3 年 5 月 15 日
令和 3 年度	250 競走「PIST6 チャンピオンシップ」	千葉市	TIPSTAR DOME CHIBA	令和 3 年 10 月 2 日開幕
	サイクリングフェスティバルちば 2021	千葉県サイクリング協会	花見川緑地交通公園	※新型コロナのため中止
	2021 千葉シティトライアスロン大会	千葉シティトライアスロン 実行委員会	稲毛海浜公園	令和 3 年 10 月 10 日
	千葉城イベント	千葉市	千葉市郷土博物館	令和 4 年 11 月 20、21、23 日
	Urban MTB Festival in 千葉公園	Urban MTB Festival in 千葉公園 実行委員会	千葉公園	令和 3 年 11 月 6 日～7 日
	250 競走「PIST6 チャンピオンシップ」	千葉市	TIPSTAR DOME CHIBA	令和 4 年 4 月 2 日開幕
	ROCK'S CUP In 幕張ベイパーク大会	ROCK'S CUP	若葉 3 丁目公園	令和 4 年 4 月 3 日
令和 4 年度	X Games Chiba 2022	X Games Japan 組織委員会	ZOZO マリスタジアム	令和 4 年 4 月 22 日～24 日
	JBCF 幕張新都心クリテリウム	全日本実業団自転車競技連盟	—	※新型コロナのため中止
	全日本学生 TRS 第 2 戦	日本学生自転車競技連盟	TIPSTAR DOME CHIBA	令和 4 年 7 月 17 日～18 日
	JICF INTERNATIONAL TRACK CUP & 第 5 回全日本学生選手権オムニアム大会	日本学生自転車競技連盟	TIPSTAR DOME CHIBA	令和 4 年 8 月 6 日～7 日
	2022 千葉シティトライアスロン大会	千葉シティトライアスロン 実行委員会	稲毛海浜公園	令和 4 年 10 月 16 日
	Urban MTB Festival in 千葉公園	Urban MTB Festival in 千葉公園 実行委員会	千葉公園	令和 4 年 11 月 5 日～6 日

【資料 14】 自転車政策に関連する庁内の主な計画・構想等

計画・構想名	策定・改訂年	自転車政策に関連する事項
千葉市基本計画/政策企画課	R4.9	<ul style="list-style-type: none"> 本市行政に関わる各分野の最上位計画 自転車走行環境の整備、放置自転車対策の推進、自転車を活用したまちづくりの推進等を位置付け
健やか未来都市ちばプラン（中間見直し）/健康推進課	H30.3	<ul style="list-style-type: none"> 身体活動・運動に関する取組として「自転車利用による運動の普及啓発」を位置付け
ちばチャリ・すいすいプラン改定版/自転車政策課	R1.8	<ul style="list-style-type: none"> 自転車の走行環境に係わる総合計画として、自転車走行環境の整備の方針、具体的な整備路線及び整備手法等を示す（2043年を見据え約330kmのネットワーク構築を目指す）
第3次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画 ～ちばチャリ・Pプラン～ /自転車政策課	R5.3	<ul style="list-style-type: none"> 自転車等の放置の解消を目的として、「放置自転車等の対策」「管理・運営の効率化」「利便性の向上」を位置付け
千葉市自転車駐車場等維持管理計画/自転車政策課	R3.3	<ul style="list-style-type: none"> 自転車駐車場の老朽化等に対応し、「予防保全（長寿命化型、計画更新型）」、「保全コストの平準化」、「適正規模への見直し」を位置付け
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針/都市政策課	H28.2	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域毎に定める都市計画の基本的な方針を定めた計画 自転車駐輪場、自転車走行空間や自転車利用環境の整備を位置付け
千葉市都市計画マスタープラン/都市政策課	H28.3	<ul style="list-style-type: none"> より地域に密着した見地から、市町村が定める都市計画の方針を定めた計画 「安全で快適な自転車ネットワークの構築」、「サイクルツーリズムとの連携」、「駐輪場の整備・再整備」、「利便性の向上」等を位置づけ
千葉市立地適正化計画/都市政策課	H31.3	<ul style="list-style-type: none"> 居住や都市機能の立地を公共交通沿線や生活拠点周辺へ穏やかに誘導するための計画 ネットワークを維持確保・強化する施策として「自転車走行環境の整備」「シェアサイクルの促進」を位置づけ
千葉市地域公共交通計画/交通政策課	R4.3	<ul style="list-style-type: none"> 身近な移動手段が充実した、暮らし続けたい“ちばのまち”を目指して、「意識醸成、市民活動支援」、「交通安全教室等の開催」、「自転車保険等への加入促進」、「シェアサイクルの促進」、「自転車レーンや自転車駐車場の整備」、「放置禁止区域における撤去・指導」等を位置付け
第11次千葉市交通安全計画/地域安全課	R3	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の構築を目指して、重点事項に「自転車の安全利用対策の強化」を位置付け
千葉市バリアフリーマスタープラン/交通政策課	R3.3	<ul style="list-style-type: none"> 道路のバリアフリー化の配慮事項として、「自転車走行空間の整備」、「自転車通行位置の明示」、「自転車利用者へのルール・マナーの啓発」等を位置付け
自動車公害防止計画/環境規制課	H23.4	<ul style="list-style-type: none"> 交通量対策として「通勤手段としての自転車利用の促進」と「日常生活での自転車利用の促進」を位置付け
千葉市環境基本計画/環境総務課	R4.3	<ul style="list-style-type: none"> 環境をめぐる様々な課題に対応するための施策の1つとして、「自転車を利用しやすいまちづくり」「シェアサイクルの普及促進」を位置付け
千葉市水環境・生物多様性保全計画/環境保全課	R5.3	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画における水環境・生物多様性保全の個別計画として、「花見川サイクリングコースの充実（走行環境の改善、休憩スポットや誘導サイン等のアメニティ環境の充実）」を位置付け

計画・構想名	策定・改訂年	自転車政策に関連する事項
千葉市地球温暖化対策実行計画 /環境保全課	R5.3	・柱2「モビリティのゼロエミッション化」の基本施策に「公共交通等の利用促進」を掲げ、具体的な取組例として、「自転車を活用したまちづくりの推進」、「自転車利用環境の整備」を位置付け
千葉市国土強靱化地域計画 /危機管理課	H30.3	・大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保するための方策として、「被災時における移動に自転車を活用」を位置付け
千葉市地域防災計画（共通編） /千葉市防災会議	R3.8	・道路分野に関する災害に強いまちづくりの推進として、「自転車等の放置防止に関する条例の徹底」、「市営・民営自転車駐車場の整備」を位置付け
第4次千葉市地域防犯計画【改訂版】 /地域安全課	R3.4	・安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、「道路等の公共の場所には自転車や原動機付自転車を放置しない」ことを位置付け
千葉市公共施設等総合管理計画 /資産経営課	R2.3	・人口減少や厳しい財政状況などを踏まえ、これまで整備してきた公共施設等の老朽化に対応するため、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定める
千葉市スポーツ推進計画 /スポーツ振興課	R3.2	・みんなが主役、元気でいきいき、スポーツ都市千葉の実現を目指して、「ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションの推進」、「トップスポーツの推進」、「スポーツ・レクリエーションを支える体制の整備」、「スポーツ・レクリエーションによる多様な交流の推進」の4つの基本方針を設定
千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023/緑政課	R5.5 (予定)	・川辺に関する近隣レベルで展開する施策として、「花見川サイクリングコースの充実（走行環境の改善、休憩スポットや誘導サイン等のアメニティ環境の充実）」、緑と水辺に関わる人々に関する施策として、「シェアサイクルを活かした街の回遊性向上」を位置付け
第5次千葉市障害者計画ほか /障害者自立支援課	R3.3	・幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画であり、生活環境の整備として「自転車駐車場の確保、放置自転車の撤去」を位置付け
千葉市地域経済活性化戦略 /経済企画課	H24.3	・観光と連携した商業活動への支援策として、「サイクルツーリズムなど市内の健康スポットや施設を活用した観光事業との連携」を位置付け
千葉市経済成長アクションプラン /経済企画課	H30.3	・経済成長を目指す上で重点的に取組んでいく施策として、「千葉公園ドームの整備」、「250 競輪の実施」、「サイクルツーリズムの推進」を位置付け
千葉駅周辺の活性化ランドデザイン/ 都心整備課	H28.3	・千葉都心全体の将来像や取組みの方向性を明確化したもので、千葉駅周辺での移動手段としてシェアサイクルを位置付け
海辺のランドデザイン/緑政課	H28.3	・稲毛・幕張海浜エリアにおける地域経済の活性化を目指したもので、エリア内での回遊ネットワークの形成として、「花見川サイクリングコース等の自転車回遊ネットワーク形成」、「コミュニティサイクル導入」を位置付け
都市再生整備計画（千葉市シェアサイクル推進地区）/ 国家戦略特区推進課	R2.1	・公園占用許可の特例を活用するステーションの設置

千葉県自転車を活用したまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 自転車を活用したまちづくり

第1節 自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進(第6条—第9条)

第2節 自転車を利用する環境の整備(第10条)

第3節 交通安全の確保等(第11条—第20条)

第3章 自転車を活用したまちづくりの推進体制等(第21条—第23条)

第4章 雑則(第24条)

附則

本市は、全体として平坦な地形であり、自転車を日常的に利用しやすく、また、海辺、河川、谷津田、里山などの自転車で巡る地域資源に恵まれている。

自転車は、電動アシスト車、スポーツ車等の普及によるその種類の多様化及び自転車に類似する玩具の普及により、子どもから高齢者まで、幅広い世代にとってより手軽で便利な移動手段となっている。また、スポーツやレクリエーションとしての楽しみ方が多様化するとともに、情報通信技術の自転車への活用等の技術革新が進むことにより、市民の生活様式を更に変化させる可能性がある。

本市では、従来から交通安全や自転車を利用する環境の整備を推進しているところ、環境への負荷が少なく、健康を増進し、地域の活性化に貢献し、災害時において機動的であるといった特性を持つ自転車は、その有用性が見直されつつある。

自転車は、その種類及び楽しみ方の多様化並びに様々な技術の発展とともに、今後更なる進化の可能性を秘めており、本市が成熟した都市を目指したまちづくりを進めていく上で、有効な移動手段として再認識し、様々な分野の施策において、積極的に活用すべき移動手段の一つである。

一方、自転車に起因する重大な事故、公共の場所における自転車の放置等の問題も発生しており、自転車が走行する環境の整備を推進するとともに、自転車利用者のルールの遵守及びマナーの向上について、自転車利用者の意識の醸成に向けた一層の取組が必要である。また、歩行者、自転車利用者及び自動車等運転者が安全かつ快適に共存できるよう、互いに思いやり、理解を深め合う取組を進めることが必要である。

自転車の利用に適している本市の特徴を活かすとともに、自転車に関わる多様な主体との連携の下、市民が安全、快適かつ自発的に自転車を利用することにより、成熟した都市を目指し、本市にふさわしいまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の自転車を活用したまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民等、

自転車利用者等の責務及び役割を明らかにするとともに、これらの者の連携その他の基本的な事項を定めることにより、本市における自転車を活用したまちづくりの総合的な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2)自転車利用者 市内で自転車を利用する者をいう。
- (3)自動車等運転者 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車(第13条において「自動車等」という。)を運転する者をいう。
- (4)市民等 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (5)事業者 市内で事業活動を行う法人及び個人をいう。
- (6)公共交通事業者 次に掲げる事業者をいう。
 - ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者
 - イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者
 - ウ 軌道法(大正10年法律第76号)第3条の特許を受けた事業者
- (7)自転車小売業者等 自転車の小売を業とする者(第15条第1項及び第2項並びに第20条第6項及び第7項において「自転車小売業者」という。)及び自転車の貸出しを業とする者(第15条第3項及び第20条第8項において「自転車貸出業者」という。)をいう。
- (8)学校 市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。
- (9)関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
- (10)自転車保険等 自転車に関する交通事故により生じた損害をてん補するための保険又は共済をいう。

(令和2条例42・一部改正)

(基本理念)

第3条 自転車を活用したまちづくりは、市、市民等、事業者等が、自転車が手軽で便利な移動手段であり、環境への負荷の低減、健康の増進及び地域の活性化に貢献し、災害時において機動的である等の様々な特性と、まちづくりへの活用や市民等の生活様式を変化させる可能性(以下「自転車の特性等」という。)を有することを十分に理解するとともに、歩行者、自転車利用者及び自動車等運転者が安全かつ快適に共存できるよう互いに思いやり、理解を深め合いながら、多様な主体との連携の下、安全、快適かつ自発的な自転車の活用を推進し、将来にわたり成熟した都市にふさわしいまちづくりを目指すことを基本理念として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、自転車を活用したまちづくりに関する計画を策定し、及び施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、自転車の利用の促進及び安全利用に関する周知、啓発、教育、指導等を実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自転車を活用したまちづくりについての理解及び関心を深めるとともに、自転車の利用の促進及び安全利用に関する取組に自ら参画するよう努めるものとする。

第2章 自転車を活用したまちづくり

第1節 自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進

(自転車を活用した施策の推進)

第6条 市は、市民等、事業者等と連携し、自転車の特性等を活用した交通、環境、健康、スポーツ、レクリエーション、観光等に関する様々な施策を総合的に推進するものとする。

(自転車の特性等の周知及び啓発)

第7条 市は、市民及び事業者に対し、自転車の特性等を踏まえた有効な自転車の利用に関する周知及び啓発を行うものとする。

2 自転車小売業者等は、自転車の特性等を理解し、自転車の販売、点検又は整備をするときは、その顧客に対し、自転車の特性等に関する周知及び啓発を行うよう努めるものとする。

3 学校(幼稚園を除く。)及び専修学校等(学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、自転車の特性等を理解し、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の特性等に関する周知及び啓発を行うよう努めるものとする。

4 未成年者を保護する責任のある者(以下「保護者」という。)は、自転車の特性等を理解し、当該未成年者に対し、自転車の特性等に関する教育を行うよう努めるものとする。

5 事業者は、自転車の特性等を理解し、その従業員に対し、自転車の特性等に関する周知及び啓発を行うよう努めるものとする。

(市民等による自転車利用の推進)

第8条 市民等は、自転車の特性等を理解し、有効な自転車の利用に努めるものとする。

(事業者による自転車利用の推進と促進)

第9条 事業者は、自転車の特性等を理解し、事業活動における自転車の利用の推進及び従業員の通勤時等における有効な自転車の利用の促進に努めるものとする。

2 公共交通事業者は、公共交通機関と自転車とが、有機的及び効果的に連携することができるよう努めるものとする。

第2節 自転車を利用する環境の整備

第10条 市は、自転車の種類及び利用目的の多様化並びに社会環境の変化に対応し、国その他の関係者と連携して安全かつ快適な自転車が走行する環境の整備を推進するとともに、事業者と連携して自転車の駐車のための施設(以下「自転車駐車場」という。)の設置を進めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、自転車を利用する環境の整備について千葉県その他の関係者と連携し、自転車の利便性向上に係る環境の整備に努めるものとする。

3 公共交通事業者は、公共交通機関を利用する自転車利用者のために必要な自転車駐車場の設置に積極的に努めるものとする。

第3節 交通安全の確保等

(市民等に対する自転車交通安全教育)

第11条 市は、国、千葉県、関係団体等と連携し、市民等に対し、自転車を安全かつ適正に利用

するための周知、啓発及び教育を行うものとする。

(自転車利用者の遵守事項)

第12条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令、条例等を遵守するとともに、歩行者の安全を確保し、及び他の車両等の交通を妨げないよう、十分な配慮に努めるものとする。

2 自転車利用者は、次に掲げる事項を励行することにより、自転車に起因する事故及び盗難等の被害の防止等に関する意識を高めるとともに、自転車の安全な利用に努めるものとする。

(1) 自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備すること。

(2) 自転車に灯火を備え付けるとともに、当該自転車の両側面に反射器材を備え付けること。

(3) 乗車用ヘルメットを着用すること。

(4) 自転車の盗難を防止するための施錠、ひったくりを防止するための措置等の防犯対策を徹底すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

(自動車等運転者の遵守事項)

第13条 自動車等運転者は、道路交通法その他の自動車等の利用に関する法令、条例等を遵守するとともに、車道を通行する自転車の安全に十分配慮した自動車等の運転に努めるものとする。

2 自動車等運転者は、追越し等のため自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めるものとする。

3 自動車等運転者は、車道に自転車が走行する環境が整備された道路においては、みだりに自動車等の停車又は駐車を行わないよう努めるものとする。

(歩行者の遵守事項)

第14条 歩行者は、自らも道路交通法の適用を受けることを十分理解した上で、同法その他の法令、条例等を遵守するとともに、歩道等を安全に通行するよう努めるものとする。

(自転車小売業者等の役割)

第15条 自転車小売業者は、自転車の販売、点検又は整備をするときは、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用方法並びに自転車の定期的な点検及び整備の必要性について周知及び啓発を行うよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、道路において利用する自転車を販売するときは、当該自転車に灯火及び両側面に反射器材を備え付けること等により、自転車が安全で適正に利用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 自転車貸出業者は、道路において利用する自転車を貸し出すときは、当該自転車に灯火及び両側面に反射器材を備え付けること等により、自転車が安全で適正に利用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保護者等の役割)

第16条 保護者は、その保護する未成年者に対し、事故を未然に防ぐため、自転車の適正な利用方法を説明し、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、自転車の利用において、その保護する未成年者の模範となるよう努めるものとする。

3 保護者は、その保護する未成年者である幼児、児童又は生徒が自転車を利用するときは、乗

車用ヘルメットその他の自転車の利用に係る交通事故の被害の軽減を図るための器具を着用させるよう努めるものとする。

- 4 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットその他の自転車の利用に係る交通事故の被害の軽減を図るための器具を着用させるとともに、自転車の安全利用に関する助言をするよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第 17 条 学校(大学を除く。)の長は、当該学校における教育活動として、その児童又は生徒に対し、心身の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する啓発及び教育を行うよう努めるものとする。

- 2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の長は、児童又は生徒の自転車を利用して通学することを認めるときは、当該児童又は生徒に対し、必要な教育及び指導を行うよう努めるものとする。

- 3 大学及び専修学校等の長は、その生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する啓発及び教育を行うよう努めるものとする。

(令和 3 条例 14・一部改正)

(事業者の役割)

第 18 条 事業者は、事業活動又は通勤で自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行い、自転車を利用した通勤のために自転車駐車を確保し、及び自転車の適正な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、その所有する施設において自転車の駐車需要を生じさせる場合は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車場の確保に努めるものとする。

(関係団体の役割)

第 19 条 関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

(自転車保険等への加入等)

第 20 条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者の自転車保険等への加入が当該自転車利用者以外の者によりなされているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車保険等に加入しなければならない。ただし、当該未成年者の自転車保険等への加入が当該保護者以外の者によりなされているときは、この限りでない。

- 3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車保険等に加入しなければならない。

- 4 事業者は、通勤で自転車を利用する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

- 5 事業者は、前項の規定による確認により、当該従業員が自転車保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業員に対し、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

- 6 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(次項において「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車保険等の加入の有無を確

認するよう努めるものとする。

- 7 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 8 自転車貸出業者は、その貸出しの用に供する自転車の利用に係る自転車保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸出業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車保険等に加入しているときは、この限りでない。
- 9 学校及び専修学校等の長は、児童、生徒、学生及びその保護者に対し、自転車保険等への加入に関する啓発を行うよう努めるものとする。
- 10 市、関係団体及び自転車小売業者等は、自転車利用者に対し、自転車に起因する事故がもたらす被害等の情報について周知を図り、自転車保険等に加入するよう啓発を行うとともに、自転車保険等に加入しようとする者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下に、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(令和2条例42・一部改正)

第3章 自転車を活用したまちづくりの推進体制等

(自転車を活用したまちづくり推進の組織等)

第21条 自転車に関わる全ての者は、この条例の目的を達成するため、それぞれの役割を相互に補完し、及び連携するよう努めるものとする。

2 市は、自転車を活用したまちづくりを推進するため、市民等、事業者等と連携し、自転車に関わる者による、柔軟かつ弾力的に対応し得る組織を構築するものとする。

(自転車を活用したまちづくり推進のための人材育成等)

第22条 市は、市民等、事業者等と連携し、自転車を活用したまちづくりを推進する人材の育成を行うものとする。

2 市は、市民等、事業者等と連携し、自転車を活用したまちづくりを推進する市民団体、事業者等に対し、自転車に関する施策に係る情報提供その他の支援等を行うものとする。

(表彰)

第23条 市長は、自転車を活用したまちづくりの推進に貢献した者を表彰することができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和2年12月17日条例第42号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日条例第14号)抄

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

千葉県自転車を活用したまちづくり連絡協議会会員（構成組織）

公益財団法人 千葉県交通安全協会
一般財団法人 千葉市交通安全協会
千葉県自転車軽自動車商協同組合
千葉県サイクリング協会
イオンバイク株式会社
千葉市町内自治会連絡協議会
一般社団法人 千葉市老人クラブ連合会
一般社団法人 千葉市身体障害者連合会
千葉市立小学校校長会
千葉市立中学校校長会
千葉県高等学校長協会
千葉県私立中学高等学校協会
国立大学法人 千葉大学
千葉市PTA連絡協議会
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社
京成電鉄株式会社
千葉都市モノレール株式会社
一般社団法人 千葉県バス協会
千葉商工会議所
公益社団法人 千葉市観光協会
株式会社ベイエフエム
千葉県警察 千葉市警察部
国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所
千葉市